

第5回 狩野川流域委員会

地域住民(パブリックコメント)及び 地方自治体(行政会議)から頂いた ご意見に対する考え方

平成28年9月27日

国土交通省 中部地方整備局

地域住民(パブリックコメント)のご意見

NO.	意見をいただいた方法		いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
					目次
1	パブリックコメント	伊豆市	堤防上の管理道を、サイクリング・ジョギング・散歩等に利用し、川とコミットする人を増やし、川辺ににぎわいを取り戻すために、その連続性と安全性に配慮して整備をお願いしたい。	自転車歩行者道等の整備については、『第4章第2節第3項(6) 河川敷地の適正な利用の促進』で「連続的な利用促進を図るため、狩野川全川にわたって利用できる自転車歩行者道等の整備を地域と協働して進める」の記載のとおり取り組んでいきます。	第4章 第2節 第3項 (6)②、(7) P4-23、4-24
2	パブリックコメント	伊豆市	カヌー・釣り人等のための川に直接アクセスできる場所が大仁と沼津にあるといいと思います。防災・環境保全管理にも活用できると思います。	河川整備の実施にあたっては、『第4章 河川整備の実施に関する事項』で「風土や景観、親水、動植物の生息・生育・繁殖環境等に配慮するなど、総合的な視点で順応的・段階的な整備を行う」の記載のとおり取り組んでいきます。	第4章 第1節 第3項 (4)② P4-9
3	パブリックコメント	伊豆市	各支流にも川にアクセスできる場所があるといいと思います。狩野川の支流は特色にあふれていて、富士山系・天城山系・箱根山系を源流とする支流の感じが違います。色々体験できると観光資源・地域資源として成立すると思います。	河川整備の実施にあたっては、『第4章 河川整備の実施に関する事項』で「風土や景観、親水、動植物の生息・生育・繁殖環境等に配慮するなど、総合的な視点で順応的・段階的な整備を行う」の記載のとおり取り組んでいきます。	第4章 第1節 第3項 (4)② P4-9
4	パブリックコメント	伊豆市	地元でカーリー(オイカワ)といわれる魚がいなくなっていることが話題になっています。河川敷の植生やその規模・支流の状況や外来種の影響について考察するべきだと思います。それによって整備の方法を調整した方が良いでしょう。	『第4章第2節第3項(2) 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出』で「生物の生息・生育・繁殖状況を定期的にモニタリングしながら、保全・創出を図っていく」の記載のとおり取り組んでいきます。	第4章 第2節 第3項 (2) P4-20
5	パブリックコメント	伊豆市	利用人数の調査方法及び詳細を知りたい。	年間の狩野川の利用者数については、「河川水辺の調査マニュアル(案)(河川空間利用実態調査編)」に基づき調査を実施しております。具体的には調査員により利用状況を定期的に全川的な調査を実施し、その結果より人数を推計しています。 調査結果につきましては、「河川環境データベース(http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyo/)」に公開されています。	第1章 第1節 第4項 P1-6
6	パブリックコメント	伊豆市	「関係機関」の文字が37か所あります。それぞれ関係する機関の名称及び担当部署を記載願います。	それぞれ関係する機関は多数になる事や、状況変化によって機関や部署が変わることも想定されるため、具体名ではなく関係機関という表現で統一しています。	第1章 第2節 第1項 P1-11 から 第4章 第2節 第3項 (7)③ P4-24 まで

NO.	意見をいただいた方法		いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
					目次
7	パブリックコメント	伊豆市	「地域住民に情報提供」と記載されています。現状の情報提供手段が未記載なので、改善等の検討が出来ません。情報提供の方法の記載をお願いします。又、地域住民以外の堤防通行者等にどのように情報を提供しているのでしょうか。	現状の情報提供手段は、インターネットや携帯端末を活用した情報提供となっており、堤防を利用されている方に対しても同様となっています。また、河川の水位情報についてはデジタル放送を活用した情報提供も行っています。	第1章 第2節 第2項 P1-13 から 第4章 第2節 第2項 (2) P4-19 まで
8	パブリックコメント	伊豆市	通行ルール(特に自転車)をしっかりと決めてから整備願います。現在、歩行者は安心して通行出来ません。車(畑の所有者)・オートバイ(通勤他)自転車(通勤・通学・サイクリング)・歩行者(犬との散歩・ジョギング)等の現状の通行調査をお願いします。	『第4章第2節第3項(6)④ 河川利用の調整』で「様々な河川利用に対する調整を行い適正な河川利用を行うための仕組みづくりに努める」の記載のとおり取り組んでいきます。通行調査については、河川水辺の国勢調査の河川利用実態調査として定期的実施しています。	第4章 第2節 第3項 (6)② P4-23
9	パブリックコメント	伊豆市	河川電光掲示板の設置を要望します。(緊急時は洪水情報など、平常時は様々な河川情報を発信)	河川電光掲示板の設置については、『第4章第1節第1項(6) 施設能力を上回る洪水等への対策』で「流下能力不足する等のリスクが高い区間における情報伝達施設の充実を図る」の記載のとおり、効果的な情報伝達施設の整備について必要箇所の状況も踏まえ、検討をしていきます。	第4章 第1節 第1項 (6) P4-6
10	パブリックコメント	伊豆市	管理用道路のレクリエーションとしての活用と、不連続区間の解消、架橋やアンダーパスの整備を行っていただきたい。	自転車歩行者道等の整備については、『第4章第2節第3項(6) 河川敷地の適正な利用の促進』で「連続的な利用促進を図るため、狩野川全川にわたって利用できる自転車歩行者道等の整備を地域と協働して進める」の記載のとおり取り組んでいきます。	第4章 第2節 第1項 (4)① P4-12 第4章 第2節 第3項 (6)② P4-23
11	パブリックコメント	伊豆市	現道にサイクリングロードを整備することが困難と想定されるので、河川敷地内に整備をお願いしたい。	自転車歩行者道等の整備については、『第4章第2節第3項(6) 河川敷地の適正な利用の促進』で「連続的な利用促進を図るため、狩野川全川にわたって利用できる自転車歩行者道等の整備を地域と協働して進める」の記載のとおり取り組んでいきます。	第4章 第2節 第3項 (6)② P4-23
12	パブリックコメント	伊豆の国市	アンダーパスの整備(サイクリストだけでなく、通勤通学で使用する方の安全にもつながります) 千歳橋、松原橋、塚本橋、徳倉橋、石堂橋、大仁橋	自転車歩行者道等の整備については、『第4章第2節第3項(6) 河川敷地の適正な利用の促進』で「連続的な利用促進を図るため、狩野川全川にわたって利用できる自転車歩行者道等の整備を地域と協働して進める」の記載のとおり取り組んでいきます。	第4章 第2節 第1項 (4)① P4-12 第4章 第2節 第3項 (6)② P4-23

NO.	意見をいただいた方法		いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
					目次
13	パブリックコメント	伊豆の国市	歩道橋の無い又は狭い橋梁の歩道橋整備	道路交通のための橋梁は、道路管理者が設置しているもので、それに付随する歩道についても道路管理者が整備することになります。ご意見は道路管理者へお伝えします。	第4章 第2節 第3項 (6)② P4-23
14	パブリックコメント	伊豆の国市	サイクリスト等に向けた案内看板の整備	河川管理に必要な施設以外の施設については、治水上支障とならない場合に限り河川管理者以外の者が整備、占有することになりますので、ご意見は、占有者である関係市・町へお伝えします。	第4章 第2節 第3項 (6)② P4-23
15	パブリックコメント	伊豆の国市	徳倉橋から香貫大橋までの区間の河川管理用道路の整備	管理用道路の整備については、現地の状況を踏まえ必要性を検討した上で必要に応じ整備をしていきます。	第4章 第2節 第1項 (4)① P4-12 第4章 第2節 第3項 (6)② P4-23
16	パブリックコメント	伊豆の国市	カワシオグサが繁茂し、石に鮎の餌となる状況がない。カワシオグサが繁茂する原因を特定し、何とかして欲しい。	『第4章第2節第3項(2) 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出』で「河川水辺の国勢調査等によるモニタリングを継続して実施し、顕著な環境の変化が見られた際は対応策を検討する」の記載のとおり取り組んでいきます。	第4章 第2節 第3項 (2) P4-20
17	パブリックコメント	伊豆の国市	川の中の工事は、平らにするのではなく、瀬・淵などを生かすようにして欲しい。	川の中の工事は『第4章第1節第1項(2)河道掘削等』で「河道掘削や樹木伐開の実施に当たっては、平水位以上の掘削により瀬・淵の保全を図る」と記載しており、整備については動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮して実施していきます。	第4章 第1節 第1項 P4-1 から P4-4 第4章 第2節 第1項 (3) P4-11
18	パブリックコメント	伊豆の国市	狩野川の堤防上に休憩ベンチ等を設置可能な箇所に整備して頂きたい。	河川管理に必要な施設以外の施設については、治水上支障とならない場合に限り河川管理者以外の者が整備、占有することになりますので、ご意見は、占有者である関係市・町へお伝えします。	第4章 第2節 第3項 (6)② P4-23
19	パブリックコメント	伊豆の国市	自転車歩行者道のほとんどが橋で分断されているため、橋の下を通行できるように道路を繋げてもらうよう検討してほしい。	自転車歩行者道等の整備については、『第4章第2節第3項(6) 河川敷地の適正な利用の促進』で「連続的な利用促進を図るため、狩野川全川にわたって利用できる自転車歩行者道等の整備を地域と協働して進める」の記載のとおり取り組んでいきます。	第4章 第2節 第3項 (6)② P4-23

NO.	意見をいただいた方法		いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
					目次
20	パブリックコメント	伊豆の国市	千歳橋下流部分において川の中の樹木が増え樹高も高くなっている様に感じます。表4-5の樹木伐開の箇所に古奈地区、江間地区、原木地区を入れて頂きたい。	『表4.5 樹木伐開に係る施行の場所』は整備計画の目標流量を安全に流下させるために必要な河道断面積が確保されていない箇所を示しています。その他の箇所につきましては、河積阻害や河川管理施設への影響を防止するため、樹木の繁茂状況を監視し、必要に応じて伐開等を実施していきます。	第4章 第1節 第1項 P4-4 第4章 第2節 第1項 (3)② P4-11
21	パブリックコメント	伊豆の国市	狩野川の土手(管理用道路)に休憩場所(簡易な椅子で良い)を利用者に邪魔にならないように設置してほしいです。宗光寺排水機場から大門橋の間に1箇所お願ひしたい。	河川管理に必要な施設以外の施設については、治水上支障とならない場合に限り河川管理者以外の者が整備、占用することになりますので、ご意見は、占用者である関係市・町へお伝えします。	第4章 第2節 第3項 (6)② P4-23
22	パブリックコメント	伊豆の国市	堤防除草について、千歳橋から松原橋の間は一般道として使用されているが、雑草が両脇から道路に覆い被さるようになり、視界が悪く、大変危険なので、他の場所よりも回数を多くやるべきと思います。	一般道(公道)として使用されている区間は、道路管理者により除草を行っています。 ご意見は道路管理者へお伝えします。	第4章 第2節 第1項 (4)② P4-12
23	パブリックコメント	伊豆の国市	狩野川左岸の伊豆の国市天野地区、富士見地区は高水敷護岸が整備されていないため、洪水時に侵食などによる堤防の崩壊を心配しています。施工場所に加えてほしいです。	護岸の整備箇所につきましては、『表4.3 堤防整備(侵食・洗掘対策)に係る施行場所』に記載しており、伊豆の国市天野地区、富士見地区についても実施予定となっています。	第4章 第1節 第1項 (1) P4-1、P4-3
24	パブリックコメント	伊豆の国市	狩野川の整備を早くしてもらい、堤防の裏の冠水が無いようにしてもらいたい。	狩野川台風に次ぐ洪水(1年に1/50の確率で発生する規模相当)が発生した場合においても外水氾濫による浸水被害を防止することを目標として、整備を推進していきます。 堤防の裏の冠水である内水対策は、雨水排水対策協議会等において検討されたアクションプランを策定し、県・市町・国の3者で協議して対策が必要と判断した場合には排水ポンプの整備等を実施していきます。 具体的な場所・内容につきましては、3者での協議を進めている段階であるため、記載していません。	第4章 第1節 第1項 (4) P4-5

NO.	意見をいただいた方法		いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
					目次
25	パブリックコメント	伊豆の国市	内水対策として、排水機場や湛水防除事業、下水道事業により対策が行われているものの現状は狩野川河口部(沼津市内)や原木地区、宗光寺地区等で内水の被害が何年かおきにくる勢力の強い台風のたびに発生しているが、その原因及び、さらなる対策についてもっと具体的に分かりやすく書いていただけるとありがたいです。	内水対策は、雨水排水対策協議会等において検討されたアクションプランを策定し、県・市町・国の3者で協議して対策が必要と判断した場合には排水ポンプの整備等を実施していきます。 具体的な場所・内容につきましては、3者での協議を進めている段階であるため、記載していません。	第1章 第2節 第1項 P1-9
26	パブリックコメント	三島市	狩野川(三島市)の草の茂ったところにカミツキガメが生息していることが放送されました。このような生物が極めて身近にいたことが驚愕であり、水辺で遊ぶ者にとって危険が伴う類のものです。定期的にボランティアを募うなど、駆除を恒例化するのはいかがでしょうか。	『第4章第2節第3項(2) 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出』で「河川環境に与える外来種については、定期的なモニタリングにより継続的に把握・監視を行っていくとともに、地域と連携した駆除等の対策に努める」の記載のとおり取り組んでいきます。	第4章 第2節 第3項 (2) P4-20
27	パブリックコメント	三島市	水辺のふれあい拠点(函南町塚本)について、狩野川の水の流れからこの場所が適した場所か疑問に思われます。現場付近は狩野川が左に曲がろうとするところで、流れが計画地にぶつかるようになっていきます。船着き場はできると思われますが、水辺の遊びは浸食により難しく、むしろ現場の対岸、もしくはもう少し上流の肥田グランド付近の方が川原が安定して確保できるように思われます。大場川の合流による効果か、砂州のようなものが形成されているのを見たことがありますので、この現象を期待してのことなのでしょうか。心配するのは作った方がいいが、水辺を達成できないか、達成を維持するために多大な継続投資が必要になるのではないかとことです。	水辺のふれあい拠点については、『第4章第1節第3項(4)② 水辺のふれあい拠点の整備』で「地域及び河川の特性を活かした水辺のふれあい拠点の整備を実施する」の記載のとおり、当地区は整備が進められている道の駅との連携が可能という特性を活かして選定をしてしています。また、水衝部ではありますが、河床勾配が緩く、流速も遅いことから妥当な場所と判断しています。 整備に当たりましては、『第4章 河川整備の実施に関する事項』で「維持管理に配慮した整備を実施する」の記載のとおり取り組んでいきます。	第4章 第1節 第3項 (4)② P4-9

NO.	意見をいただいた方法		いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
					目次
28	パブリックコメント	三島市	<p>新たに親水の場を作ることも重要ですが、さくら公園の親水機能を改善することはできないでしょうか。</p> <p>既に駐車場、トイレなどが整備されているところですので、川に降りる階段から川原が広がるような場所を作ることはできないでしょうか。このままではとてももったいないと思います。</p>	<p>『第4章第2節第3項(6)① 河川空間利用の維持、保全』で「利用状況や河川環境の実態、地域からの各種利用要請などに配慮して、人と川のふれあいの空間の適正な維持、保全に努める」の記載のとおり取り組んでいきます。</p>	第4章 第1節 第3項 (4)② P4-9
29	パブリックコメント	三島市	<p>サイクリンロードの充実について、自転車に乗っていて思いますのは、所々土手が途切れ一般道を走らなければならないことが安全性で心配されることです。例えば、大門橋、菖蒲橋左岸下流でしばし車道を走ります。特に菖蒲橋下流には沼津河川国道事務所の伊豆長岡支所がありますが敷地を一部開放していただければ、より自転車のスムーズな通行が可能となります。</p> <p>来光川の合流部では国道136号の蛇ヶ橋まで迂回しなければならず、かつ段差/ガードレールで区分されていない橋歩道部分を通らなければなりません。もし、来光川合流部に自転車/歩行者よりの橋があればとてもありがたいことです。可能であれば、大場川合流部への橋の設置もご検討をお願いいたします。</p> <p>なお、徳倉橋より香貫橋のサイクリングロード整備は、なかなかとっかかりがなく難しいように思われますが、長期的にご検討いただければと思います。</p>	<p>自転車歩行者道等の整備については、『第4章第2節第3項(6) 河川敷地の適正な利用の促進』で「連続的な利用促進を図るため、狩野川全川にわたって利用できる自転車歩行者道等の整備を地域と協働して進める」の記載のとおり取り組んでいきます。</p>	第4章 第2節 第3項 (6)② P4-23
30	パブリックコメント	三島市	<p>整備計画によると狩野川台風並の降雨を想定しているこのことなので、計画どおりに整備完了すれば安心して暮らすことができます。1日でも早い整備完了を望みます。</p>	<p>狩野川河川整備計画は狩野川台風並の降雨は想定していませんが、狩野川台風に次ぐ洪水(1年に1/50の確率で発生する規模相当)が発生した場合においても外水氾濫による浸水被害を防止することを目標として、整備を推進していきます。</p>	第4章 第1節 第1項 P4-1

NO.	意見をいただいた方法		いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
					目次
31	パブリックコメント	沼津市	冒頭に、はじめにを追加する。今回変更する理由を説明したら如何でしょうか。	『第1章第2節 現状と課題』で記載しています現整備計画策定以降の課題が、今回変更する理由として示しています。 主な変更理由は、「直轄上流端の一部の区間で、狩野川台風に次ぐ規模の洪水においても安全に流下させることができない状況にある」、「東北地方太平洋地震における津波災害を踏まえた耐震性能照査の結果対策が必要な箇所がある」、「関東・東北豪雨を契機にソフト対策と一体的に取り組み、危機管理型ハード対策の実施が必要となる」等になります。	—
32	パブリックコメント	沼津市	「地域の歴史文化等を活用し時間の連続性を確保した川づくり」が解りにくいので具体的な記述にして欲しい。	『第4章第1節第3項(1) 多自然川づくりの推進』で「歴史・文化との調和にも配慮し多自然川づくりを推進する」と記載しています。 「地域の歴史文化等を活用し時間の連続性を確保した川づくり」を解りやすく表現するため、「時間の連続性確保として地域の歴史・文化との調和に配慮した川づくり」に修正しました。	第3章 ③ P3-1
33	パブリックコメント	沼津市	「想定最大規模までの…」何を想定しているか解らない。	想定最大規模の洪水は、当該河川における降雨だけでなく、近隣の河川等でもにおける降雨が当該河川でも同じように発生するとした考えのもと、日本を降雨特性が似ている15の地域に分け、それぞれの地域において観測された最大の降雨量により想定される洪水です。用語集に説明を追加しました。	第3章 第1節 第4項 P3-3
34	パブリックコメント	沼津市	「不法係留船の撤去には多大な労力が必要となるため、…」の記述は治水上及び利用上の目的がぼけるため削除するか、「関係機関が一体となって多大な労力を費やし、平成22年度までに概ね撤去が完了したため、今後も引き続き、再発防止のための巡視や指導を実施する。」としたほうがよい。	「撤去には多大な労力が必要となるため」を削除しました。	第4章 第2節 第3項 (7)② P4-24
35	パブリックコメント	沼津市	河口部には小規模ながらシギ、チドリ類の渡りの中継地ともなる干潟が存在している。の部分について現状は河口左岸海に突き出た干潟で露出する堰堤に多くのシギやチドリが出現する。また河口部には越冬のために飛来する多くのカモ類やカイツブリ類が見られる。河口の干潟は一年を通してカモメの仲間ウミネコも見られ越冬の大型カモメ類も見られる。	『第4章第2節第3項(2) 多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出』で「生物の生息・生育・繁殖状況を定期的にモニタリングしながら、保全・創出を図っていく」の記載のとおり取り組んでいきます。	第1章 第2節 第3項 P1-15

NO.	意見をいただいた方法		いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
					目次
36	パブリックコメント	沼津市	河川の連続性では河口から中流域までの区間において多数のカワウの存在も忘れてはならず近年アユの捕食をしまい駆除が求められている。	鳥獣の保護に関する内容であるため、ご意見は静岡県へお伝えします。	第1章 第2節 第3項 P1-15
37	パブリックコメント	沼津市	「被害をできる限り軽減できるよう」と「被害をできるだけ軽減するよう」の書き方を統一した方がよいのではないかと思います。	「被害をできるだけ軽減するよう」に統一しました。	第3章 第1節 第4項 P3-3 第4章 第1節 第1項 (6) P4-5
38	パブリックコメント	沼津市	「瀬・淵」と「瀬淵」の書き方を統一した方がよいのではないかと思います。	「瀬・淵」に統一しました。	第3章 第3節 第3項 P3-5 第4章 第2節 第3項 (2)③ P4-20
39	パブリックコメント	沼津市	連続的な利用促進を図るとあるが、堤防上の通路が途絶えている、大岡西友前や黄瀬川合流部の連続性を確保してほしい。	管理用道路の整備については、現地の状況を踏まえ必要性を検討した上で必要に応じ整備をしていきます。 自転車歩行者道等の整備については、『第4章第2節第3項(6) 河川敷地の適正な利用の促進』で「連続的な利用促進を図るため、狩野川全川にわたって利用できる自転車歩行者道等の整備を地域と協働して進める」の記載のとおり取り組んでいきます。	第4章 第2節 第3項 (6)② P4-23
40	パブリックコメント	清水町	柿田川の水質の悪化が加速しているように思われる。早急な下水道の整備が求められる。	ご意見は下水道の整備計画される清水町へお伝えします。	第4章 第1節 第3項 (2) P4-8 第4章 第2節 第3項 (2)⑤ P4-20
41	パブリックコメント	清水町	柿田川は観光地ではないという大前提のもとで保護活動は行われているが、柿田川にモーターボートを走らせるイベントが行われており、周囲に与える影響は小さくない。	『第4章第2節第3項(2)⑤ 柿田川的环境保全』で「良好な生態系とその基盤である湧水や河畔林について、積極的に保全していくため、関係機関や地域との連携、調整を図る」の記載のとおり取り組んでいきます。	第4章 第1節 第3項 (2) P4-8 第4章 第2節 第3項 (2)⑤ P4-20

NO.	意見をいただいた方法		いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
					目次
42	パブリックコメント	清水町	柿田川が各方面で商業的利用をするという動きが見られます。利用という事ではなく、保護という観点から判断されるべきです。ぜひ、保護のガイドライン的なものをつくり、各団体で同じ考えのもと保護をしていくようお願いいたします。	柿田川は文化財保護法による天然記念物に指定されており、「天然記念物『柿田川』保存管理計画」により保存管理方法が定められています。 国土交通省においても、『第4章第2節第3項(2)⑤ 柿田川の環境保全』で「良好な生態系とその基盤である湧水や河畔林について、積極的に保全していくため、関係機関や地域との連携、調整を図る」の記載のとおり取り組んでいきます。 また、「柿田川自然再生計画」に則り、柿田川の環境の保全・再生の取り組みを実施していきます。	第4章 第1節 第3項 (2) P4-8 第4章 第2節 第3項 (2)⑤ P4-20
43	パブリックコメント	清水町	柿田川に本来生息しない草等の植物を駆除していくようにしてほしい。	柿田川は文化財保護法による天然記念物に指定されており、「天然記念物『柿田川』保存管理計画」により保存管理方法が定められています。 国土交通省においても、『第4章第2節第3項(2)⑤ 柿田川の環境保全』で「良好な生態系とその基盤である湧水や河畔林について、積極的に保全していくため、関係機関や地域との連携、調整を図る」の記載のとおり取り組んでいきます。 また、「柿田川自然再生計画」に則り、柿田川の環境の保全・再生の取り組みを実施していきます。	第4章 第1節 第3項 (2) P4-8 第4章 第2節 第3項 (2)⑤ P4-20
44	パブリックコメント	清水町	地域住民が安心して暮らせるよう、整備計画に基づいた護岸整備が着実に進むよう、財源の確保と合わせてお願いしたい。特に、現在静岡県で実施している徳倉橋の整備に合わせて、下流側の護岸を優先的に取り込まれることを要望します。	護岸整備(侵食・洗掘対策)に当たっては、決壊による被害ポテンシャル等から、優先度を総合的に判断して整備していきます。	第4章 第1節 第1項 (1) P4-1、P4-3
45	パブリックコメント	清水町	安全や安心が実感できるよう、計画どおり速やかに整備を進めてほしい。	狩野川台風に次ぐ洪水(1年に1/50の確率で発生する規模相当)が発生した場合においても外水氾濫による浸水被害を防止することを目標として、整備を推進していきます。	-

NO.	意見をいただいた方法		いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
					目次
46	パブリックコメント	清水町	香貫大橋から狩野川ふれあい広場までの間に連続性がない。一部反対側の清水町長沢・柿田に整備した区間があるようだが、それらも活用して、長距離を踏破できるようなサイクリングロードの整備をお考えください。	管理用道路の整備については、現地の状況を踏まえ必要性を検討した上で必要に応じ整備をしていきます。 自転車歩行者道等の整備については、『第4章第2節第3項(6) 河川敷地の適正な利用の促進』で「連続的な利用促進を図るため、狩野川全川にわたって利用できる自転車歩行者道等の整備を地域と協働して進める」の記載のとおり取り組んでいきます。	第4章 第2節 第3項 (6)② P4-23
47	パブリックコメント	清水町	外来種駆除活動の支援など、柿田川の自然再生計画については、先日の新聞報道で取り上げられたように、駆除活動が一定の成果を挙げつつある時期なので、自然再生計画事業に今後とも力を入れていただきたい。	「柿田川自然再生計画」に則り、柿田川の環境の保全・再生の取り組みを実施していきます。	第4章 第1節 第3項 (2) P4-8 第4章 第2節 第3項 (2)⑤ P4-20
48	パブリックコメント	清水町	近年は、堤防決壊の話をよく耳にする。狩野川での10年くらい前の大雨の際に、堤防すれすれまで水位が上がったことがあり恐怖を感じた。場所により適切な堤防の高さや施工があるのだろうか、こうした安全を守る堤防や護岸の工事はどんどんやって欲しい。	狩野川台風に次ぐ洪水(1年に1/50の確率で発生する規模相当)が発生した場合においても外水氾濫による浸水被害を防止することを目標として、整備を推進していきます。	第4章 第1節 第1項 (1) P4-1からP4-3
49	パブリックコメント	清水町	徳倉橋上流の狩野川ふれあい広場と、その堤防から見える富士山は、写真を撮っている人をしばしば見かける。住宅地を富士山がのぞいているような構図で、良い景色だろと思う。護岸工事なども重要だとは思いますが、工事の際には現在の良いものを壊してしまわないような配慮もお願いしたい。	河川整備の実施にあたっては、『第4章 河川整備の実施に関する事項』で「風土や景観、親水、動植物の生息・生育・繁殖環境等に配慮するなど、総合的な視点で順応的・段階的な整備を行う」の記載のとおり取り組んでいきます。	第4章 第1節 第1項 P4-1 から P4-4
50	パブリックコメント	清水町	清水町徳倉で10年程前に近所が水浸しになり避難したことがあった。狩野川の水位が高くなりすぎて支川の水が流せなくなったからだと聞いた。こうしたことが起こらないよう、河川に求められる最も重要な能力である排水機能を維持できるしっかりした計画の整備をお願いしたい。	内水対策は、雨水排水対策協議会等において検討されたアクションプランを策定し、県・市町・国の3者で協議して対策が必要と判断した場合には排水ポンプの整備等を実施していきます。 具体的な場所・内容につきましては、3者での協議を進めている段階であるため、記載していません。	第4章 第1節 第1項 (4) P4-5

NO.	意見をいただいた方法		いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
					目次
51	パブリックコメント	長泉町	堤防整備施工場所に長泉町本宿(2.0k~2.4k)があり、ここは過去に浸水被害を受けた地域であるため、予定通り堤防の嵩上げをお願いしたい。	狩野川台風に次ぐ洪水(1年に1/50の確率で発生する規模相当)が発生した場合においても外水氾濫による浸水被害を防止することを目標として、整備を推進していきます。	第4章 第1節 第1項 P4-2
52	パブリックコメント	長泉町	長泉町内を流れる黄瀬川は護岸が高く、人と川面との距離が遠いです。狩野川最大の支川である黄瀬川も、今後は住民と川とのふれあいをより育んでいけるような取り組みが必要です。護岸(堤防)整備に合わせて親水護岸とならないかご検討いただければ幸いです。	河川整備の実施にあたっては、『第4章 河川整備の実施に関する事項』で「風土や景観、親水、動植物の生息・生育・繁殖環境等に配慮するなど、総合的な視点で順応的・段階的な整備を行う」の記載のとおり取り組んでいきます。 黄瀬川につきましても、親水護岸の整備が可能かどうか現地の状況を踏まえ、検討していきます。	第4章 第1節 第3項 (4)② P4-9
53	パブリックコメント	静岡市	以前狩野川流域に居住し、狩野川台風を経験した私にとっては、治水事業により住民の暮らしの安全が図られることは遠い地で暮らす現在でも所望することであります。整備計画を拝見し、引き続き狩野川の河川整備が推進されていることに安堵しました。今後とも治水事業により狩野川流域が河川空間を利用した活気あふれる街に発展していくことを願っております。	狩野川台風に次ぐ洪水(1年に1/50の確率で発生する規模相当)が発生した場合においても外水氾濫による浸水被害を防止することを目標として、整備を推進していきます。 また、『第3章 河川整備計画の目標に関する事項【狩野川の川づくりの基本理念】』で「狩野川を介して、また軸として、魅力と活力に満ちた川づくりを目指す」の記載のとおり取り組んでいきます。	-

地域住民(パブリックコメント)のご意見

NO.	意見をいただいた方法	いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方
54 (1/2)	パブリックコメント 沼津市	<p>仲町・魚町の川岸護岸堤防の国交省案に対して要望させていただきますので宜しくお取り計らいのことをお願い申し上げます。</p> <p>当地(狩野川右岸、沼津市魚町仲町2.0~2.4km付近)の堤防嵩上げあるいは新設を変更原案に載せ、附図にもそれ相当の作図がみられます。しかし、それら原案は、「狩野川右岸(魚町・仲町)護岸整備計画」に関して唯一おこなわれた平成14年12月18日の地元説明会で逆T型堤防を設ける案は地元ではとても受け入れ難いと、拒否されました。この反対は市を通じて国土交通省にも届いていた筈です。今も私たち住民の総意は魚町仲町右岸に屋上屋のような新たな築堤に絶対反対です。</p> <p>すでに当地は自然堤防で高規格堤防の形態を成し、汽水域に位置していることなどを考慮すると堤防の強度も高さも十分であると思われ、その堤内に屋上屋を重ねるが如くに新たに逆T堤あるいは堤防を建設することをとても許容できません。</p> <p>逆T堤や新堤防の築堤ではなく、景観的、環境的、歴史的ならびに機能的にも当地には港の形態を残し、その港を利用できるように整備改修されること強く要望いたします。以下にその理由を述べさせていただきます。</p> <p>1)沼津の名の由来は、「沼」は浮島沼に、「津」とは当地、魚町仲町の狩野川右岸にあった港のことです。40年の長きにわたってテトラポットで塞がれヘドロが堆積して、直視も憚られるありさまに貶められておりますが、江戸(武田領のころから?)から明治大正昭和初期まで天然の良港として機能し、ここを中心とした漁業、海運により沼津は商都として発展してきました。ここ魚町仲町の狩野川右岸の造りはその港としての残影が色濃く残って、今でも「沼津」をイメージできる数少ない代表的な景観であります。また当家の石積堤(といっても今はコンクリートで補強)が乗っている台はすでに江戸時代の絵図に載っており、武田堤に似て、当時の治水を今に伝えている。当地と甲州との繋がりをも明かす遺跡とも言える石積で、それが顔を出している。先人の知恵を読み取ることもでき、狩野川下流の今に残る数少ない治水史跡でしょう。今も治水の機能を十分果たしている。これからも守り残していくべき遺産です。個人的にもこの台の上に我が家の堤も家屋の土台に乗っており、これに工事の手を加えることは家屋崩壊につながり、決して許容できない。</p> <p>それも含め、当地魚町仲町の狩野川右岸は今の外観を残し、改修されることを強く要望いたします。加えてここに港の機能を残せば、もし大地震が起きて、沼津外港が海嘯で使えなくなった時でも、対海嘯に異なった立地にあるここが救援物資の荷揚げなどの代替港として機能します。</p> <p>2)魚町仲町の狩野川右岸は、公道が川に直接面している下手の一部を除き、民地の石垣が堤防を成している(明治中期の狩野川改修で流れが東に移された時、民の力で現存の石垣は堤防として作られた。それをもって築堤とする官民の合意になっていた筈)。この堤防は「高規格堤防」(戦後直ぐの区画整理の時に当地は、堤防としての必要高を増すために、全体に1mほど盛り土をして敷地の嵩上げもおこなわれている。「高規格堤防」という考えは当時なかったと思うが、同様の措置が行われている)を成している。その堤内に新たなコンクリートの築堤は危険でもあり、間違っている。</p>	<p>堤防の整備は、河川整備計画の目標流量を安全に流下させるために、必要な河道断面が確保されていない箇所について、整備を計画しています。</p> <p>当該区間につきましても、目標流量に対して堤防の高さが不足している区間となっております。</p> <p>河川整備の実施にあたっては、『第4章 河川整備の実施に関する事項』で記載のとおり、「風土や景観、親水、動植物の生息・生育・繁殖環境等に配慮する」、また「地域住民や関係機関との連携・調整・情報の共有を図る」など、総合的な視点で順応的・段階的な整備を検討していきますので、ご理解をお願いいたします。</p>

NO.	意見をいただいた方法		いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方
54 (2/2)	パブリックコメント	沼津市	<p>唯、この高規格堤防の下手の一部は、公道に対して堤防がない。その公道に面する建物（主に駐車場）の浸水が問題となっている。解決はこの公道を堤外とするしかないだろうが、それこそ広い知識と豊富な経験と知識を持った真に治水の専門家しかその解決策を示すことはできない。是非、住民にも納得できる策のご提示をお願い申し上げます。</p> <p>3)洪水時の予想最高水位に余裕高を加えると堤防の高さが少し足りないとのことですが、当地域の最高水位の算出に当地が汽水域であることが考慮されていないのではないかと。ここ狩野川下流部は川口から黒瀬まで干潮満潮のある汽水域を形成して、地形立地は海とも言えるところ。この汽水域ではひと度増水した時には増水面は急な勾配となる。増水した水は加速度がつき、より早く流れる。黒瀬より下流域では増水すればするほど流量より排水量が多くなるはずで、水位はより低くなるが、それを考慮した記述がない。</p> <p>川の流芯は、水位が低い始めは右岸寄りだが、増水が高くなると流芯は流れの中央に移るため、堤防への圧力は小さい。取り壊されてしまったが、木造の、後にモルタルを塗った2階建て家屋がこの堤内に100年ほど全く無傷で、狩野川台風の増水時にもびくともせず建ち続けたことも、ここでの堤防に対する破壊力は非常に小さいことを物語っています。万一、ここからの越水の時は畳みを立てても、あるいは土嚢を積んだだけで越水はくい止めることができると考えている。加えて当地は狩野川放水路でしっかり守られている。事実、狩野川台風から放水路完成して50年以上経っても狩野川流域は幾度も洪水の被害にあっているが、ここに生まれ住まい70年間の経験でも当地からの越水の危機は一度もない。</p> <p>どんなに万全と雖も決して越水を起こさない堤防はできない。当地（魚町・仲町）から、100年以上に渡って一度も洪水が入ったことはありません。ですからこの事実は重い。当地は堤内に頑強な新たな堤を作る必要性はない。現在の堤を利用、補強でも十分その増水には耐えられる。しかし、ここから越水するような大増水がおこるとすれば、その時には左岸の堤防が非常に危険な状態に陥る。左岸の破堤は大惨事に繋がり、絶対に避けなければならない。右岸のここからの越水はこの地域全体の治水から危険とばかり言っていられないのではないかと。</p> <p>4)築堤により、川面からの夏の涼風や冬の暖気、あるいは空気を浄化するオゾンの流れは遮断され、打ち込まれた膨大なコンクリート壁構造物の蓄熱で夏の暑さが増すなど生活環境はひどく劣化するだろう。</p> <p>当地には狩野川の川面の冷気、暖気を取り込む設計で立てられた建物も立ち並んでいる。2つの堤防が並列すればその隙間に水の滞留がおき、その排水や衛生問題が生じる。住民は川から遠ざけられる。住環境の破壊は大きすぎる。</p> <p>「高規格」になっている今の現存堤防にみで十分です。海岸に近く、常に水を湛える川(汽水)に接し、平地にありながら、数百年の間、洪水の被害が一度もないこんなすばらしい住環境の地は「美しい日本」として残さねばなりません。この地は先人から受け継いだままの形で後世に伝え、残したい(これが間違いなく、ここに住まう住民の総意です)。明治の狩野川整備改修の時は官と民が協力してここに堤が作られ、今も十分洪水から住民を守り、残っている。是非、今回もこの歴史や生活環境も配慮し、歴史に残る適切な改修をお願いしたい。沼津市民は注目しています。</p>	<p>堤防の整備は、河川整備計画の目標流量を安全に流下させるために、必要な河道断面が確保されていない箇所について、整備を計画しています。</p> <p>当該区間につきましても、目標流量に対して堤防の高さが不足している区間となっています。</p> <p>河川整備の実施にあたっては、『第4章 河川整備の実施に関する事項』で記載のとおり、「風土や景観、親水、動植物の生息・生育・繁殖環境等に配慮する」、また「地域住民や関係機関との連携・調整・情報の共有を図る」など、総合的な視点で順応的・段階的な整備を検討していきますので、ご理解をお願いいたします。</p>

NO.	意見をいただいた方法		いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方
55	パブリックコメント	伊東市	<p>伊豆半島の南から北へと流れる伊豆の大河狩野川は、未曾有の災害被害を受け、関係自治体の住民の取っては忘れられない思い出の多い災害地であった。</p> <p>私は、昭和33年10月の狩野川台風災害派遣時、防衛庁直轄久里浜通信学校少年工科高等生徒隊に在籍中で災害時の自治体との通信手段訓練を含めた出動命令で、修善寺熊坂地区より上流の天城湯ヶ島地区船原峠へ有無線搬送端末局で通信手として、現地で復旧作業中の富士学校教専隊外を支援しました。又旧天城湯ヶ島町長立岩氏と地元船原の(株)石倉建設の要望に添うように支援活動しました。災害支援を指揮された本部長の佐藤正が、ふと天幕内で刻々入電中、この災害土石流水を如何にして留めるかを考え、船原峠下流の猫越川から土石流を沼津港まで流出させず、本流の狩野川堰之上周辺から放水路で江浦湾の口野へ放水するか、話し合いになった話題を覚えております。流石、旧陸軍出身者でインパール作戦に参加した将兵と思った。</p> <p>現在穏やかな流れの本流も、何時災害が起きるかも知れない。つまり狩野川本流、支流水系の水を沼津港まで流出前の地に広域に利活用水として、機場ポンプ舎を新設し、田方平野を潤し放水路隧道路を南伊豆青野川青野大師ダム水と結び半島を縦断する用水路を作られては。</p> <p>一例として房総半島の北総台地(上総・下総)を縦断し、九十九里平野を潤している、両総用水路、元は農林省が管理していたが現在は千葉県(両総土地改良区)が管理している、利根川 佐原口より取導水し途中町村の支流河川へ放水し東金市・茂原市・昭和の森迄放水 途中成田空港への活用、富里西瓜畑、匝瑳市(旧八日市場市)の植樹種苗の育成に 主に欧州・中国へ輸出されております。この放水路の利活用で、千葉県は、農業県となり 先端企業も誘致し、道路網も完備され 様々の分野で大飛躍し2020年の 東京オリンピック、パラリンピック開催の各種の受け入れ準備が進められている。最今は、気象が異常で全国各地で災害が発生しております。</p> <p>二例として愛知県の知多半島の水利も木曾川・長良川・揖斐川の水利を活用し、旧農林省が知多半島用水を半島のメロン耕作地化 中部国際空港化の開港に一大中京地帯の発展に寄与している。</p> <p>伊豆半島の遅れた開発を今こそ狩野川の水利活用こそ将来の活性化こそ不可欠だと思います。</p> <p>知多半島の開発も勝っては、国の直轄水利事業(北久里浜)です。三浦半島も横横高速道も早く開通され、一大リゾート地化と、平作川の河川を整備され、京浜急行の車両モーター化され、水利を活用さ、三浦市三崎口まで延長され、三浦ブランド野菜が全国に出荷されている。私は昭和34年の伊勢湾台風時にも災害復旧に従事した。久里浜平作川も狩野川台風も同時に大参事だった。</p> <p>拙たない私の狩野川災害時復旧に従事した表れとして一筆啓上にします。ご参考まで、狩野川台風時災害復旧に当たった作業員(石倉建設)を三養荘の従業員として雇用され定年まで働いた私の実家の人々が15名位 主に内務バックヤードで働き厚生年金を受給され故里で安定した生活をしている。当時三養荘に青森県知事竹内俊吉氏が作業員を招待し激励したこの掛けはしを私がしました。豊かな伊豆狩野川は学童の教育にも寄与している大河である。</p>	<p>本河川整備計画は、国が管理する区間の具体的な河川整備に関する事項を定めるものであるため、流域を越える内容について今回記載することはできません。</p>

地方自治体からの意見聴取(行政会議)のご意見

NO.	意見をいただいた方法		いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
					目次
1	行政会議	静岡県	津波対策について 狩野川及び狩野川放水路の津波対策については、海岸、港湾、漁港管理者と調整連携し、県の第4次地震被害想定(L1)津波を対象とした防護を行うということを基本とするということが良いか。 具体的な記載がない理由は何故か。(津波の侵入、越水防止、粘り強い等)	狩野川及び狩野川放水路の津波対策については、必要により、静岡県(海岸、港湾、漁港管理者)と調整連携し、直轄区間における静岡県の第4次地震被害想定(L1)津波を対象とした防護についての検討・整備を進めていきます。 現時点において、具体的な整備メニュー等については検討を進めている段階であるため、記載していません。	第4章 第1節 第1項 (5) P4-5
2	行政会議	静岡県	内水対策について 具体的な場所・内容が記載されていないのはなぜか。	内水対策は、雨水排水対策協議会等において検討されたアクションプランを策定し、県・市町・国の3者で協議して対策が必要と判断した場合には排水ポンプの整備等を実施していきます。 具体的な場所・内容につきましては、3者での協議を進めている段階であるため、記載していません。	第4章 第1節 第1項 (4) P4-5
3	行政会議	静岡県	特に伊豆北部エリア(大仁)において、河辺林(草地)がシカの分布拡大の移動経路となっているため、モニタリング及び対策が必要と考えます。	狩野川の良好な動植物の生息・生育・繁殖環境の現状や経年変化を把握するため、「河川水辺の国勢調査」等の環境調査を定期的に継続して実施することとしており、シカなどのほ乳類についても調査対象となっています。	第4章 第1節 第3項 (2) P4-8
4	行政会議	静岡県	排水機場の運転ルールを施設管理者、地方公共団体等と協議し策定とあるが、現状未策定ということか。	排水機場については、外水位が計画高水位を超え、更に上昇する恐れがある場合には、排水機場のポンプを停止する運転調整ルールについて操作要領に定めることとしています。 国管理の排水機場については、全て策定済みとなっていますが、許可施設については、一部が未策定となっています。今後、全ての排水機場において策定されるよう、施設管理者、地方公共団体等と調整を行っていきます。	第4章 第2節 第1項 (9)⑤ P4-15
5	行政会議	静岡県	利水者相互間の水融通が河川法に謳われていることから、「水量減少時には必要に応じ水利用の調整を行う。」の表現を「水量減少時には利水者相互間の水融通の円滑化などを関係機関や地域住民等と連携して推進する。」に記載するのが良い。	『第4章第2節第2項P4-19 ②渇水時の対応』の記載内容に合わせ、「渇水対策が必要となる恐れまたは必要となった場合は、水利用者による水融通の円滑化等を河川管理者、水利用者及び関係機関と連携して推進する。」に修正しました。	第4章 第1節 第2項 P4-7

NO.	意見をいただいた方法		いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
					目次
6	行政会議	静岡県	『出水時における排水機場の運転については、堤防の越水や決壊などによる甚大な被害が発生するおそれがある場合は、排水機場の運転調整を行う必要があり、』とありますが、これは、表 1-6 にある排水機場の運転調整のみか、湛水防除事業で整備した排水機場(大平徳倉排水機場、松毛川排水機場、落合排水機場、塚本排水機場、新田排水機場、堂川排水機場、稲妻排水機場)を含むものか、確認させていただきたい。	<p>運転調整の検討は、許可排水機場を含めた全ての排水機場を対象としています。</p> <p>今後、排水機場の下流部において堤防決壊等の被害発生の恐れがある場合の運転調整ルールについて、関係機関・地域住民への周知等、検討を行っていきます。</p>	第1章 第2節 第1項 P1-11
7	行政会議	静岡県	堤防の整備および河道掘削において、対象区間に農業用水の取水施設等がある場合、取水に影響が生じないように、「整備にあたっては、関係機関と連携・調整を図る」の追加を検討願います。	『第4章第1節第1項(1)堤防の整備』及び、『(2)河道掘削等』に「地域住民や関係機関との連携・調整・情報の共有を図るとともに」を追加しました。	第4章 第1節 第1項 (1)表4.1 P4-2項 (1)、(2) P4-1、P4-4
8	行政会議	静岡県	『出水時における排水機場の運転については、堤防の越水や決壊などによる甚大な被害を回避するため、排水機場の運転調整ルールを施設管理者、地方公共団体等と協議し、策定するとともに、策定した運転調整ルールの適切な運用を図り、被害の軽減に努める。』とありますが、ここでいう排水機場には、湛水防除/事業で整備した排水機場を含むのでしょうか？(大平徳倉排水機場、松毛川排水機場、落合排水機場、塚本排水機場、新田排水機場、堂川排水機場、稲妻排水機場)	<p>運転調整の検討は、許可排水機場を含めた全ての排水機場を対象としています。</p> <p>今後、排水機場の下流部において堤防決壊等の被害発生の恐れがある場合の運転調整ルールについて、関係機関・地域住民への周知等の検討を行っていきます。</p>	第4章 第2節 第1項 (9)⑤ P4-15

NO.	意見をいただいた方法		いただいたご意見	いただいたご意見に対する考え方	記載箇所
					目次
9	行政会議	伊豆の国市	「右岸 伊豆の国市大仁、伊豆市牧之郷 25.7k～25.8k付近 堤防整備」について、堤防設置にと共に排水機場の設置をお願いしたい。	排水機場の設置については、内水対策となるため、適宜、関係機関と連携・調整し、設置の有無を検討していきます。	第4章 第1節 第1項 (1)表4.1 P4-2
10	行政会議	伊豆の国市	H17狩野川水系河川整備計画では「内水対策」欄で排水ポンプ増強について述べられていました。今回の原案中でも「狩野川中流域豪雨災害対策アクションプラン」に基づく必要な対策を講ずると述べられております。小坂排水機場については、H19年度のポンプ増設後も平成26年10月台風18号の際には排水機場周辺の約1.6haが冠水したことからポンプ増設をお願いしたい。又、宗光寺排水機場については、宗光寺川流域の流量に合った樋門の増設をお願いしたい。	内水対策は、狩野川中流域豪雨対策アクションプランに基づき、必要な対策を関係機関と連携して行っていきます。 宗光寺地区、小坂地区の排水機場共に、関係機関で協議し、対策が必要と判断した場合にはポンプ増設を実施していきます。 また、内水被害の状況により新たに対策の必要性が高まった地区等については、調査検討を行い、関係機関と連携・調整し、必要に応じた対策を実施していきます。	第4章 第1節 第1項 (4) P4-5